

介護予防・日常生活支援総合事業 (通所介護相当サービス・訪問介護相当サービス) の取り扱い

うるま市において、介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」という。）の開始以来、介護予防通所介護相当サービス、介護予防訪問介護相当サービスは月額包括報酬（定額制）としてきましたが、この度、「サービス利用実績に応じた報酬設定」及び「多様なサービス（一般介護予防事業）との併用」の観点から、1 回当たりの単価設定による報酬も用いることとします。

I 通所介護相当サービス

1. 区分と単位数

支給区分	対象	単位数	サービスコード
通所型サービス1 (週に1回程度)	要支援1	378 単位/回	A51113・A61113
	事業対象者	1,647 単位/月 ※1 か月の提供回数が5回以上の場合	A51111・A61111
通所型サービス2 (週に2回程度)	要支援2	389 単位/回	A51123・A61123
	事業対象者	3,377 単位/月 ※1 か月の提供回数が9回以上の場合	A51121・A61121

※実績に応じてサービスコードが変わります

①要支援1・2の請求例

(例1) 要支援1の利用者に対し、ひと月に4回サービスを提供した→ 378 単位×4回

(例2) 要支援1の利用者に対し、ひと月に5回サービスを提供した→ 1,647 単位

(例3) 要支援2の利用者に対し、ひと月に8回サービスを提供した→ 389 単位×8回

(例4) 要支援2の利用者に対し、ひと月に9回サービスを提供した→ 3,377 単位

(例5) 要支援2の利用者で、ひと月に9回サービスを提供する予定であったが、体調不良によりひと月に3回の提供になった→ 389 単位×3回

※国保連合会に請求する流れは変わりません。

※担当のケアマネジャー・プランナーより交付されるケアプランに支給区分が位置づけ

られていますので、実績に基づき1回当たりの単価を用いたサービスコードまたは定額単価（ひと月の提供回数が一定回数を超えた場合のみ）のサービスコードのどちらかで請求を行ってください。

②事業対象者の支給区分の考え方

あらかじめ、適切なアセスメントにより作成された介護予防サービス・支援計画において、サービス担当者会議等によって得られた専門的見地からの意見等を勘案して、1週当たりのサービス必要回数を判断し、各区分を位置づけてください。

利用者の状態像の改善に伴って、当初の支給区分において想定されているよりも少ないサービス提供になること、または悪化に伴って当初の支給区分において想定された以上に多くのサービス提供になることも想定されますが、月の途中での支給区分の変更はできません。この場合、翌月の支給区分についてはアセスメントに基づき、新たな状態や目標に応じた区分を判断し、介護予防サービス・支援計画に定める必要があります。

③事業対象者の請求例

(例1)

事業対象者で週に1回のサービス提供を想定し、介護予防サービス・支援計画に「通所型サービス1」を位置づけていたが、状態の悪化に伴い、ひと月に7回サービスを提供した→ 1,647単位を算定（※翌月以降のプラン変更の必要性について要検討）

(例2)

事業対象者で週に2回のサービス提供を想定し、介護予防サービス・支援計画に「通所型サービス2」を位置づけていたが、状態の改善に伴い、ひと月に4回サービスを提供した→ 389単位×4回を算定（※翌月以降のプラン変更の必要性について要検討）

2. サービスコードについて

平成27年3月31日時点で介護予防通所介護の指定を受けている事業所 (みなし指定) ※平成30年3月末にて終了	A5
平成28年3月1日以降でうるま市の第1号通所事業 通所型サービスの指定を受けている事業所	A6

参考：P4～5 参照

3. 日割り請求に係る取り扱い

ひと月の提供回数が一定回数を超え、月額の数となる場合で、介護保険事務処理シ

システム変更に係る参考資料（確定版）平成27年3月31日厚生労働省事務連絡の資料9「月途中の事由」に該当する場合は、日割り計算を行います。

ただし、加算部分に対する日割り計算は行いません。

4. 他サービスとの関係

①他サービスとの併用について

利用者が次のサービスを受けている間は算定できません。

- ・介護予防短期入所生活介護
- ・介護予防短期入所療養介護
- ・介護予防特定施設入居者生活介護
- ・介護予防小規模多機能型居宅介護
- ・介護予防認知症対応型共同生活介護
- ・介護予防通所リハビリテーション

ただし、多様なサービスや一般介護予防事業との併用については、本人の状態等に合わせ利用を妨げるものではありません。目標設定や利用目的等を利用者及び家族と十分に検討してください。

②通所介護相当サービスの複数利用について

包括報酬の場合、通所介護相当サービスは複数の事業所を利用することはできません。

1回当たりの単価での設定の場合は、複数のサービス利用について妨げるものではありませんが、適切にマネジメントを行い、維持・改善すべき課題の解決、目標の達成に向けて有効であるか十分に検討を行い、単価が包括報酬の単価を超えないように計画してください。

5. 実績報告書

1回当たりの単価設定による報酬も用いることにより、平成30年1月実績報告より、サービス提供実績報告書（通所介護相当サービス）【みなし・独自】様式が変更となります。うるま市ホームページに掲載します。（平成29年11月予定）

通所型サービス（みなし）サービスコード表 A5

通所型サービス

5 通所型サービス(みなし)サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
A5 1111	通所型サービス1	イ 通所型サービス費 (みなし)	専事対象者・専支援1	1,647 単位	1,647
A5 1112	通所型サービス1日割			54 単位	54
A5 1121	通所型サービス2		専事対象者・専支援2	3,377 単位	3,377
A5 1122	通所型サービス2日割			111 単位	111
A5 1113	通所型サービス1回数		専事対象者・専支援1 ※1月の中で全館で4回まで	378 単位	378
A5 1123	通所型サービス2回数	専事対象者・専支援2 ※1月の中で全館で4回から6回まで	389 単位	389	
A5 8110	通所型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算	
A5 8111	通所型サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算	
A5 8112	通所型サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算	
A5 6109	通所型サービス若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算	240 単位加算	240	1月につき
A5 6105	通所型サービス同一建物減算1	専事所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(みなし)を行う場合	専事対象者・専支援1	376 単位減算	-376
A5 6106	通所型サービス同一建物減算2		専事対象者・専支援2	752 単位減算	-752
A5 5010	通所型生活向上グループ活動加算	日 生活機能向上グループ活動加算		100 単位加算	100
A5 5002	通所型サービス運動器機能向上加算	ハ 運動器機能向上加算		225 単位加算	225
A5 5003	通所型サービス栄養改善加算	ニ 栄養改善加算		150 単位加算	150
A5 5004	通所型サービス口腔機能向上加算	ホ 口腔機能向上加算		150 単位加算	150
A5 5006	通所型複数サービス実施加算Ⅰ 1	ヘ 選択的 (1)選択的サービス複数実施加算(Ⅰ) サービス複数実施加算	運動器機能向上及び栄養改善	480 単位加算	480
A5 5007	通所型複数サービス実施加算Ⅰ 2		運動器機能向上及び口腔機能向上	480 単位加算	480
A5 5008	通所型複数サービス実施加算Ⅰ 3		栄養改善及び口腔機能向上	480 単位加算	480
A5 5009	通所型複数サービス実施加算Ⅱ	(2)選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700 単位加算	700
A5 5005	通所型サービス専事所評価加算	ト 専事所評価加算		120 単位加算	120
A5 6107	通所型サービス提供体制加算Ⅰ 1 1	チ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	専事対象者・専支援1	72 単位加算
A5 6108	通所型サービス提供体制加算Ⅰ 1 2			専事対象者・専支援2	144 単位加算
A5 6101	通所型サービス提供体制加算Ⅰ 2 1		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	専事対象者・専支援1	48 単位加算
A5 6102	通所型サービス提供体制加算Ⅰ 2 2			専事対象者・専支援2	96 単位加算
A5 6103	通所型サービス提供体制加算Ⅱ 1		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	専事対象者・専支援1	24 単位加算
A5 6104	通所型サービス提供体制加算Ⅱ 2			専事対象者・専支援2	48 単位加算
A5 6100	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ	リ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 58/1000 加算	
A5 6110	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 43/1000 加算	
A5 6111	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 23/1000 加算	
A5 6113	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算出した単位数の 90% 加算	
A5 6115	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算出した単位数の 80% 加算	

定員超過の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
A5 8001	通所型サービス1・定規	イ 通所型サービス費 (みなし)	専事対象者・専支援1	1,647 単位	定員超過の場合 × 70%
A5 8002	通所型サービス1日割・定規			54 単位	
A5 8011	通所型サービス2・定規		専事対象者・専支援2	3,377 単位	
A5 8012	通所型サービス2日割・定規			111 単位	
A5 8003	通所型サービス1回数・定規		専事対象者・専支援1 ※1月の中で全館で4回まで	378 単位	
A5 8013	通所型サービス2回数・定規	専事対象者・専支援2 ※1月の中で全館で4回から6回まで	389 単位	272	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
A5 9001	通所型サービス1・人欠	イ 通所型サービス費 (みなし)	専事対象者・専支援1	1,647 単位	看護・介護職員 が欠員の場合 × 70%
A5 9002	通所型サービス1日割・人欠			54 単位	
A5 9011	通所型サービス2・人欠		専事対象者・専支援2	3,377 単位	
A5 9012	通所型サービス2日割・人欠			111 単位	
A5 9003	通所型サービス1回数・人欠		専事対象者・専支援1 ※1月の中で全館で4回まで	378 単位	
A5 9013	通所型サービス2回数・人欠	専事対象者・専支援2 ※1月の中で全館で4回から6回まで	389 単位	272	

※単価設定で使用するサービスコードについて

通所型サービス 1 回数・・・上記★に示す A5 1 1 1 3

通所型サービス 2 回数・・・上記☆に示す A5 1 1 2 3

通所型サービス（独自）サービスコード表 A6

通所型サービス

6 通所型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
		種類	項目	算定		
A6 1111	通所型独自サービス1	イ 通所型サービス費 (独自)	専事対象者-専支援1	1,647 単位	1,647	1月につき
A6 1112	通所型独自サービス1日割		専事対象者-専支援2	54 単位		
A6 1121	通所型独自サービス2		専事対象者-専支援1	3,377 単位		
A6 1122	通所型独自サービス2日割		専事対象者-専支援2	111 単位		
A6 1113	通所型独自サービス1回数		専事対象者-専支援1 ※1月の中で全額で4回まで	378 単位		
A6 1123	通所型独自サービス2回数		専事対象者-専支援2 ※1月の中で全額で4回から6回まで	389 単位		
A6 8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算		中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算		
A6 8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5% 加算			1日につき
A6 8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の 5% 加算			1回につき
A6 6109	通所型独自サービス要介護状態受入加算	安定付託施設利用受入加算	240 単位加算			1月につき
A6 6105	通所型独自サービス同一建物減算1	専事所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	専事対象者-専支援1	376 単位減算		
A6 6106	通所型独自サービス同一建物減算2		専事対象者-専支援2	752 単位減算		
A6 5010	通所型独自サービス生活向上グループ活動加算	生活活動向上グループ活動加算		100 単位加算		
A6 5002	通所型独自サービス運動器機能向上加算	運動器機能向上加算		225 単位加算		
A6 5003	通所型独自サービス栄養改善加算	栄養改善加算		150 単位加算		
A6 5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算	口腔機能向上加算		150 単位加算		
A6 5006	通所型独自サービス認知機能向上加算Ⅰ	選択的サービス提供実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善	480 単位加算		
A6 5007	通所型独自サービス認知機能向上加算Ⅱ	選択的サービス提供実施加算(Ⅱ)	運動器機能向上及び口腔機能向上	480 単位加算		
A6 5008	通所型独自サービス認知機能向上加算Ⅲ	選択的サービス提供実施加算(Ⅲ)	栄養改善及び口腔機能向上	480 単位加算		
A6 5009	通所型独自サービス認知機能向上加算Ⅳ	選択的サービス提供実施加算(Ⅳ)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700 単位加算		
A6 5005	通所型独自サービス事業所評価加算	事業所評価加算		120 単位加算		
A6 6107	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ	サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	専事対象者-専支援1	72 単位加算	
A6 6108	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ		(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	専事対象者-専支援2	144 単位加算	
A6 6101	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)ロ	専事対象者-専支援1	48 単位加算	
A6 6102	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)ロ	専事対象者-専支援2	96 単位加算	
A6 6103	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	専事対象者-専支援1	24 単位加算	
A6 6104	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	専事対象者-専支援2	48 単位加算	
A6 6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 58/1000 加算		
A6 6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 43/1000 加算		
A6 6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 23/1000 加算		
A6 6113	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	Q7で算出した単位数の 80% 加算		
A6 6115	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	Q7で算出した単位数の 80% 加算		

定員超過の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
種類	項目	種類	項目	算定		
A6 8001	通所型独自サービス1・定規	イ 通所型サービス費 (独自)	専事対象者-専支援1	1,647 単位	1,153	1月につき
A6 8002	通所型独自サービス1日割・定規		専事対象者-専支援2	54 単位		
A6 8011	通所型独自サービス2・定規		専事対象者-専支援1	3,377 単位		
A6 8012	通所型独自サービス2日割・定規		専事対象者-専支援2	111 単位		
A6 8003	通所型独自サービス1回数・定規		専事対象者-専支援1 ※1月の中で全額で4回まで	378 単位		
A6 8013	通所型独自サービス2回数・定規		専事対象者-専支援2 ※1月の中で全額で4回から6回まで	389 単位		
			定員超過の場合 × 70%			

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
種類	項目	種類	項目	算定		
A6 9001	通所型独自サービス1・人欠	イ 通所型サービス費 (独自)	専事対象者-専支援1	1,647 単位	1,153	1月につき
A6 9002	通所型独自サービス1日割・人欠		専事対象者-専支援2	54 単位		
A6 9011	通所型独自サービス2・人欠		専事対象者-専支援1	3,377 単位		
A6 9012	通所型独自サービス2日割・人欠		専事対象者-専支援2	111 単位		
A6 9003	通所型独自サービス1回数・人欠		専事対象者-専支援1 ※1月の中で全額で4回まで	378 単位		
A6 9013	通所型独自サービス2回数・人欠		専事対象者-専支援2 ※1月の中で全額で4回から6回まで	389 単位		
			看護・介護職員が欠員の場合 × 70%			

※合成単位数については、国が規定する単位数を上限として、市町村が規定する。なお、5つまで独自の単位数を定められるようにサービスコードを定義する。
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算は、すべてのパターンで共通して使用するサービスコードである。

※単価設定で使用するサービスコードについて

通所型サービス 1 回数・・・上記★に示す A6 1 1 1 3

通所型サービス 2 回数・・・上記☆に示す A6 1 1 2 3

Ⅱ 訪問介護相当サービス

1. 区分と単位数

支給区分	対象	単位数	サービスコード
訪問型サービスⅠ (週に1回程度)	要支援1・2 事業対象者	266 単位/回	A12411・A22411
		1,168 単位/月 ※1か月の提供回数が5回以上の場合	A11111・A21111
訪問型サービスⅡ (週に2回程度)	要支援1・2 事業対象者	270 単位/回	A12511・A22511
		2,335 単位/月 ※1か月の提供回数が9回以上の場合	A11211・A21211
訪問型サービスⅢ (週に2回を超える 程度)	要支援2 事業対象者	285 単位/回	A12621・A22621
		3,704 単位/月 ※1か月の提供回数が13回以上の場合	A11321・A21321

※実績に応じてサービスコードが変わります

①要支援1・2の請求例

(例1) 週1回程度の利用者に対し、ひと月に4回サービスを提供した

→ 266 単位×4 回

(例2) 週1回程度の利用者に対し、ひと月に5回サービスを提供した→ 1,168 単位

(例3) 週2回程度の利用者に対し、ひと月に8回サービスを提供した

→ 270 単位×8回

(例4) 週2回程度の利用者に対し、ひと月に9回サービスを提供した→ 2,335 単位

(例5) 週に2回程度の利用者で、ひと月に9回サービスを提供予定であったが、体調不良により、ひと月に3回の提供となった→ 270 単位×3 回

※国保連合会に請求する流れは変わりません。

※担当のケアマネジャー・プランナーより交付されるケアプランに支給区分が位置づけられていますので、実績に基づき1回当たりの単価を用いたサービスコードまたは定額単価(ひと月の提供回数が一定回数を超えた場合のみ)のサービスコードのどちらかで請求を行ってください。

②事業対象者の支給区分の考え方

あらかじめ、適切なアセスメントにより作成された介護予防サービス・支援計画において、サービス担当者会議等によって得られた専門的見地からの意見等を勘案して、1週当たりのサービス必要回数を判断し、各区分を位置づけてください。

利用者の状態像の改善に伴って、当初の支給区分において想定されているよりも少ないサービス提供になること、または悪化に伴って当初の支給区分において想定された以上に多くのサービス提供になることも想定されますが、月の途中での支給区分の変更はできません。この場合、翌月の支給区分についてはアセスメントに基づき、新たな状態や目標に応じた区分を判断し、介護予防サービス・支援計画に定める必要があります。

③事業対象者の請求例

(例1)

事業対象者で週に1回のサービス提供を想定し、介護予防サービス・支援計画に「訪問型サービス1」を位置づけていたが、状態の悪化に伴い、ひと月に7回サービスを提供した→ 1,168単位を算定（※翌月以降のプラン変更の必要性について要検討）

(例2)

事業対象者で週に2回のサービス提供を想定し、介護予防サービス・支援計画に「訪問型サービス2」を位置づけていたが、状態の改善に伴い、ひと月に4回サービスを提供した→ 270単位×4回を算定（※翌月以降のプラン変更の必要性について要検討）

2. サービスコードについて

平成27年3月31日時点で介護予防訪問介護の指定を受けている事業所 (みなし指定) ※平成30年3月末にて終了	A1
平成28年3月1日以降でうるま市の第1号訪問事業 訪問型サービスの指定 を受けている事業所	A2

参考：P9～10参照

3. 日割り請求に係る取り扱い

ひと月の提供回数が一定回数を超え、月額単位数となる場合で、介護保険事務処理システム変更に係る参考資料(確定版)平成27年3月31日厚生労働省事務連絡の資料9「月途中の事由」に該当する場合は、日割り計算を行います。

ただし、加算部分に対する日割り計算は行いません。

4. 他サービスとの関係

①他サービスとの併用について

利用者が次のサービスを受けている間は算定できません。

- ・介護予防短期入所生活介護
- ・介護予防短期入所療養介護
- ・介護予防特定施設入居者生活介護
- ・介護予防小規模多機能型居宅介護
- ・介護予防認知症対応型共同生活介護

ただし、多様なサービスや一般介護予防事業との併用については、本人の状態等に合わせ利用を妨げるものではありません。目標設定や利用目的等を利用者及び家族と十分に検討してください。

②訪問介護相当サービスの複数利用について

包括報酬の場合、通所介護相当サービスは複数の事業所を利用することはできません。

1回当たりの単価での設定の場合は、複数のサービス利用について妨げるものではありませんが、適切にマネジメントを行い、維持・改善すべき課題の解決、目標の達成に向けて有効であるか十分に検討を行い、単価が包括報酬の単価を超えないように計画してください。

5. 実績報告書

1回当たりの単価設定による報酬も用いることにより、平成30年1月実績報告より、サービス提供実績報告書（訪問介護相当サービス）【みなし・独自】様式が変更となります。うるま市ホームページに掲載します。（平成29年11月予定）

訪問型サービス（みなし）サービスコード表 A1

訪問型サービス

1 訪問型サービス（みなし）サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位
A1 1111	訪問型サービスⅠ	■専科担当者・要支援1・2(週1回程度)	1,168	1回につき
A1 1113	訪問型サービスⅠ・初任	訪問型サービスⅠ(みなし) × 70%	818	
A1 1114	訪問型サービスⅠ・同一	訪問型サービスⅠ(みなし) × 90%	1,051	
A1 1115	訪問型サービスⅠ・同一	訪問型サービスⅠ(みなし) × 90%	736	
A1 2111	訪問型サービスⅠ 日割・初任	■専科担当者・要支援1・2(週1回程度)	38	1回につき
A1 2113	訪問型サービスⅠ 日割・初任	訪問型サービスⅠ(みなし) × 70%	27	
A1 2114	訪問型サービスⅠ 日割・同一	訪問型サービスⅠ(みなし) × 90%	34	
A1 2115	訪問型サービスⅠ 日割・同一	訪問型サービスⅠ(みなし) × 90%	24	
A1 1211	訪問型サービスⅡ	■専科担当者・要支援1・2(週2回程度)	2,335	1回につき
A1 1213	訪問型サービスⅡ・初任	訪問型サービスⅡ(みなし) × 70%	1,635	
A1 1214	訪問型サービスⅡ・同一	訪問型サービスⅡ(みなし) × 90%	2,102	
A1 1215	訪問型サービスⅡ・同一	訪問型サービスⅡ(みなし) × 90%	1,472	
A1 2211	訪問型サービスⅡ 日割	■専科担当者・要支援1・2(週2回程度)	77	1回につき
A1 2213	訪問型サービスⅡ 日割・初任	訪問型サービスⅡ(みなし) × 70%	54	
A1 2214	訪問型サービスⅡ 日割・同一	訪問型サービスⅡ(みなし) × 90%	69	
A1 2215	訪問型サービスⅡ 日割・同一	訪問型サービスⅡ(みなし) × 90%	49	
A1 1321	訪問型サービスⅢ	■専科担当者・要支援2(週1回程度)	3,704	1回につき
A1 1323	訪問型サービスⅢ・初任	訪問型サービスⅢ(みなし) × 70%	2,593	
A1 1324	訪問型サービスⅢ・同一	訪問型サービスⅢ(みなし) × 90%	3,334	
A1 1325	訪問型サービスⅢ・同一	訪問型サービスⅢ(みなし) × 90%	2,334	
A1 2321	訪問型サービスⅢ 日割	■専科担当者・要支援2(週1回程度)	122	1回につき
A1 2323	訪問型サービスⅢ 日割・初任	訪問型サービスⅢ(みなし) × 70%	85	
A1 2324	訪問型サービスⅢ 日割・同一	訪問型サービスⅢ(みなし) × 90%	110	
A1 2325	訪問型サービスⅢ 日割・同一	訪問型サービスⅢ(みなし) × 90%	77	
A1 2411	訪問型サービスⅣ	■専科担当者・要支援1・2(週1回程度)	266	1回につき
A1 2413	訪問型サービスⅣ・初任	訪問型サービスⅣ(みなし) × 70%	186	
A1 2414	訪問型サービスⅣ・同一	訪問型サービスⅣ(みなし) × 90%	239	
A1 2415	訪問型サービスⅣ・同一	訪問型サービスⅣ(みなし) × 90%	167	
A1 2511	訪問型サービスⅤ	■専科担当者・要支援1・2(週2回程度)	270	1回につき
A1 2513	訪問型サービスⅤ・初任	訪問型サービスⅤ(みなし) × 70%	189	
A1 2514	訪問型サービスⅤ・同一	訪問型サービスⅤ(みなし) × 90%	243	
A1 2515	訪問型サービスⅤ・同一	訪問型サービスⅤ(みなし) × 90%	170	
A1 2621	訪問型サービスⅥ	■専科担当者・要支援2(週2回程度)	285	1回につき
A1 2623	訪問型サービスⅥ・初任	訪問型サービスⅥ(みなし) × 70%	200	
A1 2624	訪問型サービスⅥ・同一	訪問型サービスⅥ(みなし) × 90%	297	
A1 2625	訪問型サービスⅥ・同一	訪問型サービスⅥ(みなし) × 90%	180	
A1 1411	訪問型短時間サービス	■専科担当者・要支援1・2(30分未満)	165	1回につき
A1 1413	訪問型短時間サービス・初任	訪問型短時間サービス(みなし) × 70%	116	
A1 1414	訪問型短時間サービス・同一	訪問型短時間サービス(みなし) × 90%	149	
A1 1415	訪問型短時間サービス・同一	訪問型短時間サービス(みなし) × 90%	104	
A1 8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算		1回につき
A1 8001	訪問型サービス特別地域加算 日割	所定単位数の 15% 加算		1回につき
A1 8002	訪問型サービス特別地域加算 回数	所定単位数の 15% 加算		1回につき
A1 8100	訪問型サービス小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算		1回につき
A1 8101	訪問型サービス小規模事業所加算 日割	所定単位数の 10% 加算		1回につき
A1 8102	訪問型サービス小規模事業所加算 回数	所定単位数の 10% 加算		1回につき
A1 8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	所定単位数の 5% 加算		1回につき
A1 8111	訪問型サービス中山間地域等加算 日割	所定単位数の 5% 加算		1回につき
A1 8112	訪問型サービス中山間地域等加算 回数	所定単位数の 5% 加算		1回につき
A1 4001	訪問型サービス初回加算	200 単位加算	200	1回につき
A1 4002	訪問型サービス生活権向上加算	100 単位加算	100	1回につき
A1 6269	訪問型サービス初回改善加算Ⅰ	①介護職員派遣改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 133/1000 加算		
A1 6270	訪問型サービス初回改善加算Ⅱ	②介護職員派遣改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 100/1000 加算		
A1 6271	訪問型サービス初回改善加算Ⅲ	③介護職員派遣改善加算(Ⅲ) 所定単位数の 85/1000 加算		
A1 6273	訪問型サービス初回改善加算Ⅳ	④介護職員派遣改善加算(Ⅳ) ①で算出した単位数の 80% 加算		
A1 6275	訪問型サービス初回改善加算Ⅴ	⑤介護職員派遣改善加算(Ⅴ) ①で算出した単位数の 80% 加算		

※単価設定で使用するサービスコードについて

訪問型サービスⅣ（週1回程度）・・・上記★に示す A1 2411~A1 2415

訪問型サービスⅤ（週2回程度）・・・上記☆に示す A1 2511~A1 2515

訪問型サービスⅥ（週2回を超える程度）・・・上記⊕に示す A1 2621~A1 2625

訪問型サービス（独自）サービスコード表 A2

訪問型サービス

2 訪問型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位
A2 1111	訪問型独自サービスⅠ	専任対象者・要支援1・ 2(週1回程度)	1,168	1日につき
A2 1113	訪問型独自サービスⅠ・初任	1,168 単位	818	
A2 1114	訪問型独自サービスⅠ・同一		1,051	
A2 1115	訪問型独自サービスⅠ・初任・同一		738	
A2 2111	訪問型独自サービスⅡ 日割	専任対象者・要支援1・ 2(週1回程度)	38	1日につき
A2 2113	訪問型独自サービスⅡ 日割・初任	38 単位	27	
A2 2114	訪問型独自サービスⅡ 日割・同一		34	
A2 2115	訪問型独自サービスⅡ 日割・初任・同一		24	
A2 1211	訪問型独自サービスⅢ	専任対象者・要支援1・ 2(週1回程度)	2,335	1日につき
A2 1213	訪問型独自サービスⅢ・初任	2,335 単位	1,635	
A2 1214	訪問型独自サービスⅢ・同一		2,102	
A2 1215	訪問型独自サービスⅢ・初任・同一		1,472	
A2 2211	訪問型独自サービスⅢ 日割	専任対象者・要支援1・ 2(週1回程度)	77	1日につき
A2 2213	訪問型独自サービスⅢ 日割・初任	77 単位	54	
A2 2214	訪問型独自サービスⅢ 日割・同一		69	
A2 2215	訪問型独自サービスⅢ 日割・初任・同一		49	
A2 1321	訪問型独自サービスⅣ	専任対象者・要支援2 (週2回程度)	3,704	1日につき
A2 1323	訪問型独自サービスⅣ・初任	3,704 単位	2,583	
A2 1324	訪問型独自サービスⅣ・同一		3,334	
A2 1325	訪問型独自サービスⅣ・初任・同一		2,334	
A2 2321	訪問型独自サービスⅣ 日割	専任対象者・要支援2 (週2回程度)	122	1日につき
A2 2323	訪問型独自サービスⅣ 日割・初任	122 単位	85	
A2 2324	訪問型独自サービスⅣ 日割・同一		110	
A2 2325	訪問型独自サービスⅣ 日割・初任・同一		77	
A2 2411	訪問型独自サービスⅣ	専任対象者・要支援1・ 2(週1回程度)	266	1回につき
A2 2413	訪問型独自サービスⅣ・初任	266 単位	186	
A2 2414	訪問型独自サービスⅣ・同一		239	
A2 2415	訪問型独自サービスⅣ・初任・同一		167	
A2 2511	訪問型独自サービスⅤ	専任対象者・要支援1・ 2(週2回程度)	270	1回につき
A2 2513	訪問型独自サービスⅤ・初任	270 単位	210	
A2 2514	訪問型独自サービスⅤ・同一		243	
A2 2515	訪問型独自サービスⅤ・初任・同一		170	
A2 2621	訪問型独自サービスⅥ	専任対象者・要支援2 (週2回程度)	285	1回につき
A2 2623	訪問型独自サービスⅥ・初任	285 単位	200	
A2 2624	訪問型独自サービスⅥ・同一		257	
A2 2625	訪問型独自サービスⅥ・初任・同一		180	
A2 1411	訪問型独自時間サービス	専任対象者・要支援1・ 2(20分未満)	165	1回につき
A2 1413	訪問型独自時間サービス・初任	165 単位	116	
A2 1414	訪問型独自時間サービス・同一		149	
A2 1415	訪問型独自時間サービス・初任・同一		104	
A2 8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		
A2 8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割	所定単位数の 15% 加算		1日につき
A2 8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数	所定単位数の 15% 加算		1回につき
A2 8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		
A2 8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	所定単位数の 10% 加算		1日につき
A2 8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数	所定単位数の 10% 加算		1回につき
A2 8110	訪問型独自サービス中山間地域等加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		
A2 8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割	所定単位数の 5% 加算		1日につき
A2 8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数	所定単位数の 5% 加算		1回につき
A2 4001	訪問型独自サービス初回加算	初回加算	200 単位加算	1回につき
A2 4002	訪問型独自サービス生活転向上加算	生活転向向上加算	100 単位加算	
A2 6269	訪問型独自サービス初回改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算		
A2 6270	訪問型独自サービス初回改善加算Ⅱ	1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 137/1000 加算	
A2 6271	訪問型独自サービス初回改善加算Ⅲ	2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 100/1000 加算	
A2 6273	訪問型独自サービス初回改善加算Ⅳ	3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000 加算	
A2 6275	訪問型独自サービス初回改善加算Ⅴ	4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	①で算出した単位数の 80% 加算	
		5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	②で算出した単位数の 80% 加算	

※合成単位数については、国が規定する単位数を上回るとして、市町村が規定する。なお、5つまで独自の単位数を定められるようにサービスコードを定義する。
特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員処遇改善加算は、すべてのパターンで共通して使用するサービスコードである。

※単価設定で使用するサービスコードについて

訪問型サービスⅣ（週1回程度）・・・上記★に示す A22411~A22415

訪問型サービスⅤ（週2回程度）・・・上記☆に示す A22511~A22515

訪問型サービスⅥ（週2回を超える程度）・・・上記⊕に示す A22621~A22625